

保護施設等の設備及び運営に関する基準（案）

1 保護施設共通事項

	項目	条例委任 類型	検討内容	検討結果
総則	基本方針	参酌	—	国省令どおり
	構造設備の一般原則	参酌	—	国省令どおり
	設備の専用	参酌	—	国省令どおり
	職員の資格要件	従うべき	検討項目対象外	国省令どおり
	職員の専従	従うべき	検討項目対象外	国省令どおり
	苦情への対応	参酌	—	国省令どおり
	非常災害対策	参酌	右記のとおり検討	連絡体制の整備、職員への周知等を盛り込む
	帳簿の整理	参酌	—	国省令どおり
保護施設 共通 項目	規模	標準	検討項目対象外	国省令どおり
	設備の基準	居室面積	従うべき	検討項目対象外
		居室面積 以外	参酌	—
	職員の配置の基準	従うべき	検討項目対象外	国省令どおり

2 保護施設個別事項

	項目	条例委任 類型	検討内容	検討結果
救護施設	居室の入所人員	参酌	—	国省令どおり
	給食	参酌	—	国省令どおり
	健康管理	参酌	—	国省令どおり
	衛生管理等	参酌	—	国省令どおり
	生活指導等	参酌	—	国省令どおり
	給付金として支払を受けた金銭の管理	参酌	—	国省令どおり
更生施設	生活指導等	参酌	—	国省令どおり
	作業指導	参酌	—	国省令どおり
授産施設	工賃の支払	従うべき	検討項目対象外	国省令どおり
	自立指導	参酌	—	国省令どおり
宿泊提供施設	居室の利用世帯	参酌	—	国省令どおり
	生活相談	参酌	—	国省令どおり